

社会福祉法人古平福祉会(本部)

令和8年度本部事業計画書

(基本方針)

法人職員は、知的障害者等福祉サービス提供に係る支援活動を地域の中で実践するに当たり、法人が定める「愛」、「誠」、「奉仕」の三信条を福祉の精神とし、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人も共に支え合う、人に優しい社会実現を目指すものである。又、高齢化が一層進むことにより、在宅介護や高齢知的障害者の地域生活面での介助等がますます求められていることを勘案し、創意工夫により障害福祉サービス事業と介護保険法による居宅支援サービスの充実に努め、施設入所・通所されている利用者には、法人内施設間の一層の連携により、利用者のライフサイクルに合わせ、その都度必要とされるサービスメニューを準備し、それぞれの施設の「機能」と「役割」を明確にした援助を行い、特に地域生活へのアプローチとその後のアフターケアを重点とした切れ目のない施設(法人)運営を基本方針とする。

【令和8年度 事業計画】

当法人は事業開始45年を迎えました。当初より障害者の社会参加(自立)を求め事業指定・施設整備等を実施し、この間地元近隣の職場に就職し地域での生活を営んで来た利用者が年を重ね高齢となり病気や身体的理由から「共働の家」への再入所や老人施設等への入居者が増えています。この事を踏まえ、高齢となった障害者の処遇改善計画へ大きく舵を切り、令和元年度から法人全体事業の見直しとして『運営基盤の安定化(資金収支の是正)』・『高齢となった利用者の処遇改善』の2つの柱を掲げ今日に至っています。しかし利用者が複数の事業所を利用していることと人材不足が重なり、1つ目として事業変更等や事業見直しが未達成の状況であることから、特に指定事業の変更(見直し)については前年度に続き各事業所と一体的に幹事会で協議(統合・縮小・廃止等)し、各事業所の事業計画に載せ未達成の総括を実施する。資金収支の是正についても前述の理由から収入が減少していることから各事業経費(事務費・事業費)の削減と「新たなサービスの創設(居宅介護サービスの推進・共生型事業への移行)・新たな利用者の増員計画」を進める。2つ目として「人材の確保・育成・定着」の取り組みも労働人口の減少が顕著にみられ人材不足が壁となり進まない事業・サービスが見られ、重要な課題として幹事組織に担当チームを設け、人材確保を進める。3つ目として昨年度「共働の家」原子力災害対策事業(放射線防護対策・モデル事業)工事の完了したことから今年度も施設利用者、地域住民等の安心・安全確保のため助成事業の目的を推進し、併せて多発する自然災害対策の強化として、行政(古平町)や各町内会等とも連携し、BCP(事業継続計画)と防災計画の見直しに併せて避難訓練を実施し、この度の「共働の家」の国庫による助成事業を最大限活かし「地域で支えあう関係づくり」共生社会の構築を進める。

具体的な計画内容

前述のとおり利用者が高齢となって病気も重なり亡くなられる方や身体的理由から「共働の家」への再入所や老人施設、医療施設等への入居者が増えております。また、人材不足が大きな壁となって7年度までの法人全体事業の見直し改善が思うように進まず、この間資金収支も悪化しております。8年度に向けてまず改善へ事業の優先順位とタイムスケジュールを改め一体的に幹事会で協議し事業の「統合・縮小・廃止等」を実施し、各事業所の資金収支改善と高齢利用者の処遇改善を進める。併せて多発する自然災害の対応を強化し施設の防災計画の見直しと「地域との相互関係」が不可欠であり非常時は施設も地域資源の一員としての活動も含め施設利用者、地域住民等の安全確保の為、BCP(事業継続計画)と地域との連携を強化し共生社会の構築を進める。

◎8年度は前述を踏まえ下記の事項を具体的に進める。

1、各事業所の利用定員の適正化

～ 指定定員の確保、保持

〔各実施機関、各高等養護学校等より情報収集と訪問〕

2、「風花」の障害者グループホームの事業開始

～ 認知症グループホーム「風花」の事業を廃止し障害者施設に事業変更

〔高齢障害者処遇改善を実施〕

3、介護保険事業の今後の運営について

～ 資金収支の是正

〔古平町(広域連合)としての事業供給(数)と位置付けを協議〕

4、人材確保で職員の労働環境を改善

～ 〔事業運営の安定化のため人事異動者(希望者を受ける)を確認〕

5、8年度(9年度)に向けて老朽化する建物の保守管理

～ 〔処分等年次リストの作成〕

（事業実施経過）

当法人は、標記の基本方針の実現のため、特に平成12年度からの社会福祉基礎構造改革の流れをひとつの分岐点とし、高齢になった知的障害者の地域生活継続と在宅介護支援強化の為、介護保険法による事業指定に着手。更に平成18年10月1日、「障害者自立支援法」（現：「障害者総合支援法」）施行に併せ事業所として早期に新体制へ完全移行し、「障害」・「高齢」・「児童」等への総合的な支援提供を、それぞれの分野に横断的な対応を、地域の中で機能（事業）整備を行い、当会独自の地域包括的な実践をスピード感をもって進めてきた。平成26年度は、古平町の要請を受け共生型複合施設「ほほえみくらす」高齢者住宅の指定管理に併せて「きょうどう」の移転と附属作業施設（きょうどう農場・クリーニング棟・休憩舎（小動物）施設等設置）を完了。保護者から親亡き後の不安等から強い要望があり、法律関係者の協力の下、利用者の権利擁護として法人後見による「れい明の里権利擁護・任意後見センター」を設置した。

平成29年度は、「社会福祉法改正における法人改革」を踏まえ、改定された新定款の下、社会福祉法人の在り方について経営組織のガバナンス強化（内部統治、理事会・評議員会役員等の役割・権限・責任の明確化、会計監査人導入の準備）を図る。平成30年度は、更に「コンプライアンス（法令順守等）・職員教育」、「財務規則の強化」（内部留保の明確化・透明性の確保・社会福祉事業への再投下検討）等を主体に「公益性・非営利性」を徹底し、地域福祉の中核的な担い手として当会が進めてきた「地域貢献」の充実を図る。各事業所間の一体化・（連携）強化により対象利用者の環境整備を進め、併せて当会利用者と地域住民の安全確保の一環として、「共働の家」に原子力災害対策事業（放射線防護対策）と「みっくすベジタ」の補助金交付による非常用自家発電設備整備事業を実施し、先に締結した古平町との「災害時等における施設利用及び協力に関する協定」の充実を図り、従来の「相互扶助」の実践を地域住民の実情に合った総合的なサービスを創造し、地域共生社会の実現のための体制の構築に努める。さらに、施設整備では自己資金（借入金）により「みっくすベジタ」大規模改修工事に着手完了させ当会利用者の「食の安全・安心」を確保し、従事者（特に高齢化対応の必要な所員）の処遇改善を行うと共に、古平町との災害時等協定「炊出し支援施設」の役割を具現化した。「若者宿」（グループホーム）では利用者の重度・高齢化対応としてスプリンクラーの設置（「はばたき寮」）や衛生環境整備と、バリアフリー化の改修を実施した。「元気の交差点 まち愛」に新定款の下、法人事務所（分室）を設置し社会福祉法人に求められる「情報公開」の推進を行う。

令和元年度事業計画では、前述の計画と実績を集約し、いよいよ法人全体事業（施設機能）の見直しと運営資金（経営）の改善の為に5年次計画を立てる。更に施設整備等として迫る人口減少によるコミュニティの衰退不安と施設利用者の減少、古平町が進めるコンパクトな町づくりを勘案し始めに、取得した旧北海信金入船支店を改修し「法人本部事務所」・「事務管理センター」の完全移転し、古平町（近隣町村）の地域住民に「本会の事業内容の可視化」（福祉事業の見える化）を図る。展開を拡げる機能として、地域住民への「総合相談窓口（児童・障害・高齢・他福祉の窓口）」と「住民交流施設機能（第2のまち愛機能）」を付加し、西部地区の高齢者、要援護者の安心サポートを行う。介護・障害（児）者のよろず相談「ちえのふくろ」と任意後見・権利擁護センター「とまり木」機能の移転により、従前からの「微・助っ人」・「グッドケア」と連携度が増すことになり、より効果的・効率的な運用が期待でき、地域での公益的な取り組みの主たる担い手として地域住民や地域の多様な主体が、世代間や分野を超えてつながるよう「地域で支え合う関係づくり」の基盤整備を実施。

令和2年度は地域での共生社会等の基盤整備実施の継続と多発する複合災害等の対策として、国の助成金による大規模施設整備として「共働の家」放射線防護対策事業工事が完了。特に歌棄地区の施設利用者・住民の安全な生活向上に努めた。一方ここ数年、利用者の加齢等に伴う提供施設の設備環境の整備（工事含）や介護等の具体的な支援内容の変更の為、職員の確保（給与保証）や養

成に多大な費用を要し、又報酬単価の低下も重なりこれまでの積立金・引当金の余剰金を消費していることを踏まえ、元年度から実施の法人全体事業見直しとして令和2年度と3年度にかけて運営資金管理の徹底・各事業収支バランスの是正と利用者に則った処遇計画（指定事業等）の見直しによる事業変更（統合・縮小・廃止等）計画を立て順次実施した。

令和3年度は、法人全事業の見直しの大きな柱として一つは、『運営基盤の安定化（資金収支の是正）』。もう一つは『高齢となった利用者の処遇改善』です。令和2年度（2年次目）は、具体的に指定事業の見直しに着手し、遊休事業の縮小・廃止（定員減）と創意工夫の下、障害サービスと介護サービスとの「共生型」事業への移行計画を進め、併せて、法人全建物の使用目的の見直しも行い、特に高齢障害者対応の施設として歌棄町エリア（れい明の里）にある建物（市街地含む）の用途変更を行いました。この大きな法人全体事業の見直しを進める中で資金収支の是正も進んだが4年度、5年度においては著しい人材不足や新型コロナウイルス感染(クラスター発生)が重なり事業変更等改善事業が未達成のままである事から6年度は改めて「事業運営基盤の安定化」と「高齢者処遇改善」の計画を立てる。